

2021年7月2日

天馬の株主の皆様各位
報道関係各位

天馬のガバナンス向上を考える株主の会

天馬株式会社第73回定時株主総会の結果について

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」（以下「当会」といいます。）は、天馬株式会社（東証1部：証券コード7958、以下「天馬」といいます。）に対し、第73回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、天馬のガバナンスを正常化させるために、監査等委員でない社外取締役3名の選任を求める株主提案（第4号議案。以下「本提案」といいます。）を行いました。多くの株主様からご支持いただいたものの、残念ながら、本提案及び当会が賛成推奨した第3号議案（監査等委員である取締役3名の選任を求める監査等委員会による会社提案議案）の可決には至りませんでした。

本総会において第3号議案が否決されたことにより、従前から天馬のベトナム不正事件に関する追及を行ってきた監査等委員である取締役2名が退任し、他方で、天馬の取締役会が任意に設置した指名・報酬委員会が推奨し、DALTON KIZUNA (MASTER) FUND LP及びOASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.が株主提案として提出した第5号議案が可決されたことにより、新たな監査等委員である取締役3名が選任されています。

天馬の取締役会が、監査等委員である取締役について、監査等委員会による会社提案に対して反対をし、否決させ、天馬の取締役会が任意に設置した指名・報酬委員会からの推奨に基づき株主提案として提出された議案を可決させたことは、取締役の職務の執行を監査することを職務とする監査等委員である取締役の独立性を確保するために、監査等委員会に、監査等委員である取締役の選任議案への同意権及び監査等委員である取締役の選任の議題又は議案の提案権を付与した会社法344条の2の規定を潜脱するものであり、監査等委員会による取締役の職務執行に対する監査の実効性を骨抜きにする行為にほかなりません。実際に、天馬の経営陣にとって都合の悪い監査等委員である取締役が排除され、都合の良い監査等委員である取締役が選任されるという天馬のガバナンスにとって非常に危惧すべき事態となったことにより、これまで監査等委員会が追及してきたベトナム不正事件に絡む元取締役への責任追及がなされなくなる恐れもあり、さらには天馬のガバナンスが全く機能しなくなることも懸念されます。

当会は、天馬の大株主として、引き続き天馬のガバナンスの正常化に努める必要があると考えており、今後の対応について慎重に検討して参ります。

以上

お問い合わせ窓口

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」事務局

報道機関窓口：電話 03-6721-5099

(報道対応に係る業務受託者：パスファインド株式会社)

ホームページ：<http://tsukasanews.com>